

感染段階	<第1段階> 感染発生時と同様の状況で推移した場合	<第2段階> 感染発生時より微増（または増加傾向）の状況で推移した場合（群馬県内で感染者が増加傾向にない）	<第3段階> 県内での感染者が発生または増加傾向の場合や、大学構成員の親族や近親者、出入業者等の感染が確認された場合	<第4段階> 県内で感染者の急増や学内で感染者が発生するなど、県内、学内において蔓延するおそれがある場合	
群馬県警戒度	警戒度「1」	警戒度「1」及び「2」	警戒度「3」	警戒度「3」及び「4」	
要 点	感染拡大防止措置を講じる。 換気等の空間配慮を講じる。	感染拡大防止措置を講じる。 学生間及び教職員の濃厚接触及び3密を避ける。	感染拡大防止措置を講じる。 感染拡大を封じ込めること。	感染拡大を終息させる。	
授 業	共通	・通常通りの授業を基本とし、感染拡大防止措置を講じる。 ※定期的に教室の換気を行う。 ※感染状況により分散通学とし、対面授業と遠隔授業を併用する。	・分散通学とし、入構者数の制限をする。 ・対面授業を実施する場合、使用教室座席数の50%以内に（受講者数）制限する。 その場合はクラスを分けるなどして対応する。 ・対面授業と遠隔授業を併用する。 ・感染者が発生した場合は遠隔授業を主とする。 ※ディスカッション形式の授業は避ける。（感染防止策が十分な場合には一部認める。） ※座席間を空けて着席する。 ※定期的に教室の換気を行う。	・遠隔授業を主とする。（一部課題研究等） ・実習指導等の授業においては受講人数（15人以下）を絞り、感染防止対策が可能な場合に指定教室にて実施する。 ※ディスカッション形式の授業は禁止する。 ※入構を認められた場合は座席間を空けて着席し、教室の換気を十分に行う。	・遠隔授業のみ。 ※遠隔授業（一部課題研究等）を実施できない授業については休講とする。
	演習	・通常通り授業を実施する。	・1グループあたりの人数（20人以下）を絞り、実施する。	・1グループあたりの人数を制限し、抑制できない場合は遠隔授業または休講とする。	・遠隔授業のみ。
	実習	・実習先の対応方針に合わせ、実習科目の開講を柔軟に対応し、状況により学内実習を行う。	・実習先の対応方針に合わせ、実習科目の開講を柔軟に対応し、状況により学内実習を行う。	・実習先の対応方針に合わせるが、原則学内外の実習を停止する。	・停止
環 境	・手洗い、うがいの励行 ・咳エチケット（マスク着用等） ・アルコール消毒液を出入口に設置 ・定期的な教室の換気 ・使用教室はアルコールによる清拭を行う。	・手洗い、うがいの励行 ・咳エチケット（マスク着用等） ・アルコール消毒液を各フロアに設置 ・定期的な教室の換気 ・使用教室はアルコールによる清拭を行う。	・手洗い、うがいの励行 ・咳エチケット（マスク着用等） ・アルコール消毒液を各フロアに設置 ・全館十分な換気 ・使用した場所のアルコール清拭を行う。	・教職員のみ認められた場所の使用を許可。 ・学内で発生した場合は全館閉鎖。	
課外活動 行事 イベント 学内会議	・課外活動は十分な感染防止を徹底できると認められた場合は可能とする。 ・行事、イベント等は感染防止・拡大に最大限注意して実施を可能とする。 ・感染防止策を講じ対面会議（オンライン併用）を実施する。	・感染及び感染拡大防止の取組が十分できると認められたものに限り、規模や内容を制限した活動を認める。 ・感染防止策を講じ、対面会議を可能とするが、オンライン会議を推奨する。	・課外活動中止。 ・行事、イベント等全面禁止（延期または中止） ・不要不急の外出を自粛。 ・原則オンライン会議。	・課外活動中止。 ・行事、イベント等全面禁止（延期または中止） ・不要不急の外出を自粛。 ・原則オンライン会議。	
学内の入構	・感染拡大防止策を講じ入構可能とする。	・感染拡大防止策を講じ入構可能とするが、一部使用教室の制限や滞在時間の短縮を要請する。（来訪者については必ず事前連絡）	・学生の入構を制限。（来訪者等同様） ・原則は入構禁止とし、授業等で許可された者のみ入構可能とする。	・教職員以外の入構を禁止。 ・学生及び来訪者は入構禁止。	
教職員について	・全教職員出勤可能。 ・県境またぐ移動を可能とする。ただし、制限されている地域へは自粛する。	・3密を避けることを基本に、出勤を可能とする。 ・県境またぐ移動を自粛する。（各自治体による県境またぐ移動制限の解除後、当該地域へ可能とする。）	・交代、時差出勤を主とし、在宅勤務を推奨する。 ・県境またぐ移動を自粛する。	・交代、時差出勤とし、教職員の7割は在宅勤務を中心とする。 ・県境またぐ移動を自粛する。	

※新型コロナウイルス感染症の感染状況は日々変わってきているため、状況に応じて指針の見直しを図ります。 ※厚生労働省が発表している「新しい生活様式」に沿った生活を推奨します。